

介 護 老 人 福 祉 施 設

【 特別養護老人ホーム
弘 前 大 清 水 ホ ー ム 】

(介護予防) 短期入所生活介護事業
重 要 事 項 説 明 書

1. 事業経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 藤 聖 母 園
(2)法人所在地 青森県青森市奥野3丁目7番地1号
(3)電話番号 017-723-1691
(4)代表者氏名 理事長 木 村 直 彦
(5)設立年月日 昭和21年5月2日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
平成12年4月1日指定、介護保険事業所番号（0270200587）
(2)事業所の目的 当事業所は、高齢者が要介護状態又は要支援状態で、介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合、当該高齢者を介護老人福祉施設を利用し、入浴・排泄・食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うとともにその家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。
(3)事業所の名称 (介護予防) 短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム
(4)事業所所在地 青森県弘前市清原4丁目9-2
(5)電話番号 0172-36-2266
(6)事業所管理者 久保田 洋子
(7)事業所の運営方針 当事業所は、老人福祉法の基本理念とカトリック精神を指針として、利用者に対する人間尊重の待遇、施設運営の適正化と健全な環境整備に努め、その社会的責任を果たすことを目的とします。
(8)開設年月日 平成12年4月1日
(9)営業日及び営業時間 営業日：年中無休
受付時間：平日 8:30～17:30
(10)利用定員 2名（専用個室と空床利用）
(11)居室及び設備の概要

3. 居室及び設備の概要

定 員		80 名	静養室	2 室 2 床（短期利用専用）
居室	6 人部屋	6 室(1 室 46.7 m ²)	医務室	1 室
		3 室(1 室 40.6 m ²)	職員室	1 室
	4 人部屋	4 室(1 室 29.0 m ²)	食 堂	1 室
	2 人部屋	3 室(1 室 14.5 m ²)	ホール	1 室
		3 室(1 室 19.1 m ²)	機能訓練室	1 室
浴室	中間浴室	1 室(1 室 46.2 m ²)	談話室	1 室
	特別浴室	1 室(1 室 24.3 m ²)	洗面・便所	19 ヶ所 居室に設置

※入居される居室は、性別や利用者の心身の状況や居室の空き状況により、決定させていただいております。居室の変更については、契約者又は利用者から希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者自身もしくは他の利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者又は利用者と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、介護福祉サービスを提供するため、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	資 格	常 勤	非常勤(パート)	合 計
園 長	社会福祉主事	1 名		1 名
事 務 職 員	社会福祉主事（有資格 3 名）	3 名		3 名
生 活 相 談 員	社会福祉士、介護支援専門員	2 名		2 名
介護支援専門員(専従) 〃 (兼務)	介護福祉士 1 名 生活相談員、介護福祉士、 看護師 6 名	7 名		7 名
医 師	医師免許		3 名(嘱託)	3 名
機 能 訓 練 指 導 員	看護師・理学療法士	1 名	2 名(嘱託)	3 名
看 護 職 員	看護師・准看護師	6 名	1 名	7 名
介 護 職 員	介護福祉士（有資格 34 名）	30 名	5 名	35 名
ハ・ストラル・ワーカー	基礎研修・初任者研修		2 名	2 名
介 護 助 手	初任者研修		3 名	3 名
管 理 栄 養 士	管理栄養士	1 名		1 名
栄 養 士	栄養士	1 名		1 名
調 理 職 員	調理師・栄養士	7 名	1 名	8 名
ボ イ ラ ー 技 士	2 級ボイラー技士	1 名		1 名
業 務 職 員		2 名	1 名	3 名

5. 協力医療機関

- ・なりた内科クリニック（内科、小児科、循環器科） 院 長： 成田 英俊
弘前市大字安原二丁目 1 番地 1 3
- ・弘前メディカルセンター（内科、呼吸器内科、老年内科等）理事長： 対本 宗訓
弘前市大字大町二丁目 2 番地 9
- ・弘愛会病院（内科、外科、老年内科等）理事長・院長： 橘 正人
弘前市大字宮川三丁目 1 番地 4
- ・満天クリニック（精神科） 院 長： 八木橋 典子
弘前市大字笹森町 3 7 番地 2 7
- ・やまざき歯科（歯科、小児歯科、口腔外科） 院 長： 山崎 尚之
弘前市大字大清水四丁目 1 0 番地 1 0
- ・松木皮膚科（皮膚科） 院 長： 松木 哲文
弘前市大字松森町 5 3 番地 3
- ・吉田眼科（眼科） 院 長： 吉田 恒一
弘前市大字代官町 1 0 8 番地

6. 当事業所が提供するサービス

(1)介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。
(食事費用を除き通常90%が保険給付)

① 食 事

- ・当施設では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床し、ホール及び食堂にて、食事をしていただくようにしております。
(食事の配膳時間は次の通りです。)

朝 食	7 : 3 0
昼 食	1 2 : 0 0
夕 食	1 7 : 0 0

② 入 浴

- ・週に最低2回入浴していただけます。但し、身体の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

③ 介 護

- ・施設サービス計画に沿って、排泄、食事介助、おむつ交換、体位変換等、利用者の能力を最大限活用した介護援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の心身等の状態に応じて、残存機能の低下防止を図るため、リハビリ委員会を設置しております。在宅でのリハビリプランを基本とし、介護、看護職員が実施します。

⑤ 生活相談

- ・生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスには、利用料金の金額が契約者の負担となります。

① 理美容

- ・当施設での、理美容サービスは1回につき¥1,500-をいただきます。

② 行政手続代行

- ・介護保険以外の行政手続きの代行を施設にて受け付けます。但し、手続きにかかる経費はその都度いただきます。

③ 日常費用支払代行

- ・介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払いは施設で立替をし、翌25日に利用料と共に請求いたします。

④ レクリエーション行事活動

- ・主な行事予定については、入所日にご案内します。

- ・宿泊をとまなう行事や買い物等は実費負担とします。
- ・クラブ活動は、内容によって参加費等実費を徴収することがあります。

⑤ 移送

- ・施設から片道おおむね2 km未満 100円
- ・施設から片道おおむね2 km以上1 kmにつき 50円

7. 介護サービス利用料金

下記の料金表によって、契約者に要介護度に応じたサービス利用料金から自己負担額、基準費用額をお支払い下さい。(サービス利用料金は利用者の要介護度によって異なります。)

①自己負担額

1 要介護度 利用料金 (1日)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	603円	672円	745円	815円	884円

1 要介護度 利用料金 (1日)	要支援 1	要支援 2
	451円	561円

- ※ 上記料金に
- ※ 専従機能訓練指導員配置加算 (1日あたり 12円)
 - ※ 個別機能訓練加算 (1日あたり 56円)
 - サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日あたり 22円)
 - 看護体制加算Ⅰ (1日あたり 4円)
 - 看護体制加算Ⅱ (1日あたり 8円)
 - 夜勤職員配置加算Ⅲ (1日あたり 15円)
 - 認知症専門ケア加算Ⅰ (1日あたり 3円)
 - ※ 若年性認知症受入加算 (1日あたり 120円)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (基本サービス費+総加算一律14.0%)
 - 送迎加算 (片道あたり 184円)
 - 口腔連携強化加算 (1回につき 50円)
 - 生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月につき 100円)
 - 生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月につき 10円)
 - 看取り連携体制加算 (1日につき 64円)
- ※死亡日と死亡日前30日のうち、7日限度

保険から給付される費用の一部を上記の金額に加えてお支払いいただきます。

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

介護老人福祉施設サービス費 (利用者負担分10%)

- ※ 65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方の利用者負担分は年金収入等に応じた負担となります。
- ※ 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入等280万円～340万円未満の場合	20%
年金収入等340万円以上	30%

② 基準費用額（1日あたり）

居住費：915円、食費：1,445円
 （朝食：410円、昼食：533円、夕食：502円）

※なお、各市町村（保険者）において特定入居者に認定された方は各々の負担限度額が適用されます。

負担限度額（特定入所者）	利用者負担第一段階：居住費 1日につき 0円			
	食費 1日につき 300円			
	利用者負担第二段階：居住費 1日につき 430円			
	食費 1日につき 600円			
	利用者負担第三段階①：居住費 1日につき 430円			
	食費 1日につき 1,000円			
	利用者負担第三段階②：居住費 1日につき 430円			
	食費 1日につき 1,300円			

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、法人本部に連絡するとともに弘前市健康福祉部介護保険課、居宅介護支援事業者に連絡する等必要な措置を講じます。

又、利用者に対して当施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお当施設は賠償資力の担保の為にあいおい損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

8. 看取りの対応

緊急時に家族に連絡がつかなかった場合は、「人生の最終段階における医療についての意向確認書」の回答内容に沿って初期対応させていただきます。但し、急変（窒息、大量の吐血、転倒・転落による骨折）はご家族に連絡と同時に緊急要請致します。

避けられない死が近づいた場合、希望に応じて看取り介護を行わせていただいております。

9. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は下記職員が承ります。

主任生活相談員 千葉 昌平、事務長 比内 祥

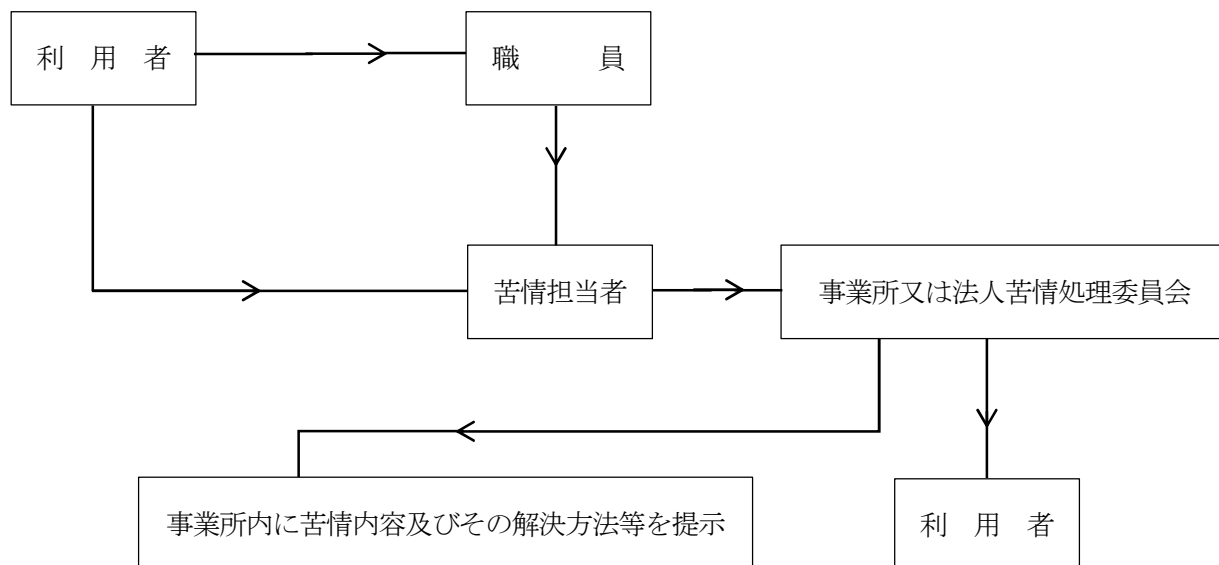
手順：受付→苦情処理委員会（第三者委員）→法人苦情処理委員会→広報紙等により報告

② 当法人苦情処理委員会

・法人役員、学識経験者、施設長、施設職員、地域住民等外部関係者によって構成され、適切に処理されます。

③ 苦情処理体制

苦情処理フロー



(2)行政機関の相談・苦情受付機関

- ①介護認定の不服申し立て・・・受付機関 関：青森県庁 高齢福祉保険課 介護保険審査会
所在地 地：青森市長島1丁目1-1
電話番号 号：017-734-9299
受付時間 間： 9：00～16：45
- ②介護給付関係、サービス内容について・・・受付機関 関：青森県 国民健康保険団体連合会
所在地 地：青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル 3F
電話番号 号：017-723-1336
受付時間 間： 9：00～16：45
- ③総合的相談窓口・・・受付機関 関：弘前市 健康福祉部介護福祉課
所在地 地：弘前市上白銀町1丁目1
電話番号 号：0172-35-1111 内線521
受付時間 間： 9：00～16：45

9. 秘密の保持について

当施設及び職員は、業務上知り得た利用者及びそのご家族の秘密を保守します。

10. 利用料金のお支払い方法

I. 下記の指定口座へ振込

青森みちのく銀行 弘前営業部 普通口座 2611121
弘前大清水ホーム 園長 久保田 洋子

II. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：青森みちのく銀行 各本支店

自己負担額の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用回数に基づいて計算した金額とします。）

※但し、中途解約・契約解除される場合は、退所される当日の精算となります。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 弘前大清水ホーム

説明者職名 主任生活相談員 氏 名 千 葉 昌 平 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に同意しました。

契 約 者 住所
(利用者)

氏名_____ 印

身元引受人 住所
(代理人)

氏名_____ 印